

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件について

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件の却下決定（2022年11月25日付け東京地方裁判所）に対する即時抗告について、知的財産高等裁判所から、2023年3月31日付けで本件抗告を棄却する旨の決定書が到達しました。

なお、抗告人から特別抗告や許可抗告の申立てはありませんでしたので、本件申立事件につきましては、知的財産高等裁判所の決定にて確定しました。

1 決定の内容

本件抗告を棄却する。

2 決定の内容（概要）

(1) 版画美術館に係る部分の工事は、著作権法20条2項2号の「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」に該当するので、著作者の権利は制限される。

(2) 本件の工事に関する経緯に照らすと、本件各工事は、版画美術館自体にとって、経済的・実用的観点から必要な範囲の「増築」又は「模様替え」に当たる。

町田市における博物館等の新たな在り方として「美術ゾーン」を形成するなどの方針については、版画美術館にとっても有益なものとするべき合理的な理由があり、その方針の下で計画されるに至った工芸美術館新築工事等も、版画美術館の機能を高める側面を有するものといえる。また、公共用地に建築された版画美術館は、その敷地又はこれに隣接する公共用地の利用のために一定の制約を受け得るものである。

(3) 本件庭園には、著作物性が認められない。

(4) したがって、本件抗告には理由がない。

3 これまでの経緯

2021年4月 国際版画美術館の新築時に設計業務を受託した設計事務所
に所属する建築士が、東京地方裁判所立川支部に仮処分申立て。その後、東京地方裁判所民事第29部に移送申立て
主旨：国際版画美術館及び庭園の改築工事を行って
はならない

2021年7月 東京地方裁判所にて第一回審尋期日開催。
申立てに対する町田市の答弁を陳述。申立者は自らの主張を説明。以降、2021年9月から2022年7月にかけて7回の審尋期日の開催、裁判官による現地視察（1回）
が行われた。

2022年11月 東京地方裁判所による決定。

	決定内容：申立てをいずれも却下する
2023年1月	知的財産高等裁判所から即時抗告状が市に到達。
2023年2月	知的財産高等裁判所にて第一回審尋期日開催。
2023年3月	知的財産高等裁判所による決定。